

の協定は日本との間に何等事端の生ずるを避けんがために成りしものにして、莫須科議定書は下ノ関係約中に於ける朝鮮国独立の趣旨に毫も影響を及ぼすべきものに非ず、又京城覚書は、朝鮮より外国軍隊を撤去せんとの意思を表白する為め、該條約の必要なる補遺に外ならず」の意を記して發表し、日本政府にあつては同月二十六日、大隈外相親しく衆議院に於て其の全文を朗読して之を公表した。両国政府の右公表の各日取に差異があつたのは、之に関する照覆電信に遲着があつた結果に過ぎない。

斯の如くにして日清開戦と共に我国が当初独力にて朝鮮扶掖の大任に當るべきを中外に宣明し、事實は我國の独占に帰したる韓京の政局は、遂に化して日露兩國の利害接觸の焦点となり、今や露国の協力を求めて僅に其の任務を尽さざるを得なくなり、志士の当時憤慨したのも亦故なしとしない。而も局面の推移は日露兩國の対韓勢力の上に已に権衡を失せしめしに於て、事実斯の如く為すに非ざるよりは日露の衝突は避け得ざりしのみならず、我國は其の現有勢力をだに支持し得ない情勢であつたのである。露館行在の朝鮮国王には、翌三十年の二月二十日に至り漸く露館より出でて明札宮へ還御した。

小村は是より先きウェーバーとの覚書の無事調印を了せしを機とし、新任の加藤公使館一等書記官（増雄）に後事を托して五月三十一日京城を發し、六月八日歸朝した。小村は歸朝後勝海舟を訪ずれた。海舟問ふて曰く、君の對韓善後策如何と。小村答えて曰く、猶ほ閣下の幕末に処せられし所のごとしと。海舟其の意を解しない。小村は天子を牽われて万事休すと述べ、相顧みて哄笑したとのことである。其の月十一日、原敬は外務次官より特命全權公使に転じ、朝鮮国駐劄仰付けられ、小村は同日代つて外務次官となつた。

第四章 外務次官時代

第一節 歸朝後の韓京政局

小村の外務次官就任（明治二十九年六月十一日）後の韓京政局は、依然暫しは日露の角逐舞台であつた。ウェーバーは国王を露館に擁した勢力の満潮に乗じ、軍事財政上の権勢扶植と利権の發展とを企て、二十九年の七月にはさきの日露覚書及び議定書の精神を無視し、韓廷をして露人軍部教官を傭聘せしめ、また鴨綠江岸の伐材特許を露人に与えしめたので、大隈外相は日露議定書違反として露国政府に抗議したが、結局不得要領に終つた。

小村の次官就任後間もなく七月三十日に明治天皇は徳大寺侍從長を以て日露国交の前途に對し御下問があつた。之は前月二十八日川上參謀次長が「近時露国の陸海士官が我が国の軍備の状況を偵察し、又日本人にも金の為情報を提供しているものがある」と上奏した為、天皇は之に對する外務省の見解を尋ねたのである。小村は之に答えて「軍状況偵察などは我が国でもやつてゐることで別に怪むに足らず、近時日露間は好転し來り、八月渡來する新公使ローゼンは親日家であり、西郷海相なども熟知してゐる間柄である。もし彼に異図あればかような親日家は任命せぬ筈である。又如何に露国が強大であつても歐洲強国と境界を接してゐる關係上現今外征に用い得る兵力は其の一二割に過ぎず、五六年の間には日本襲來などはあり得ない。日本へ渡來中の軍人中には急激の意見の人もあろうが、其れは本国政府

の意向ではあるまい。又朝鮮駐在の露国公使は我が国に悪意を抱き日露親善には有害な者であつたが、近日同公使は罷免せられるので、朝鮮国の顧問たらんと運動しているという噂があるので、我が駐鮮公使に内訓して之を阻止せんとしている「云々と上奏した。小村の上奏中にある如く三十年九月ウエーバーは在メキシコ公使に転じ、在本邦露国公使館書記官スパーは代つて駐韓公使となり、翌十月、露国大蔵省のアレキシエフは新たに韓廷財務顧問となつた。同月十二日、朝鮮国王は更めて皇帝と称し、十六日国号を大韓と改めた。次で韓帝は、予て総稅務司の英人ブラオンの収支に敵なるを忌み、殊に宮室費すら意の如くならざるに嫌らず、彼を罷めてアレキシエフをもつてこれに代えようとし、スパー公使もまたこれを要請したので、十月二十六日韓廷は京城駐在英國総領事ジョルダンにブラオン解備の旨を通告した。これ露韓の英國に對する一種の挑戦である。ブラオンこれを聴かず、ジョルダンまた強硬に抗議を韓廷に致し、英國政府は別に東洋艦隊に令し、軍艦七隻を仁川に廻航せしめた。この示威運動を眼前に見た韓廷は驚愕し、急に解備取消を發表し、アレキシエフを度支部の財務顧問に止めることにして時局を弥縫した。

當時たまたま露韓密約なるものゝ存在について種々の世評があつた。同三十年十一月、小村は原の後任の加藤公使をして韓廷についてその内容を探らしめたが、密約の本文は韓帝深く自己の巾着の裡に蔵し、外部大臣にも示さない程であつたので、容易に入手するを得ない。加藤は苦心慘愴の末、盟つてこれを他に漏泄せよとの証文一札を韓帝に納れ漸くにして帝の巾着の緒を解かしめ、その全文を一閱するを得た。この密約は、前年の露帝戴冠式後、時の駐露朝鮮公使閔泳煥が露国外相ロバノフとの間に取り結んだもので、其の要領左の如くである。

第一条 朝鮮大君主陛下の露国公使館駐在中は、露国兵之を待衛すべきこと。已むを得ざる事情あるか又は便宜の爲め露館に駐在

せらるゝこと聖意に副るときは陛下の何時迄も露館に駐在せらるゝに妨なきこと。還宮の場合に於ては露国政府は其の安寧を保すべきこと。

現在露館に駐留する護衛兵は露国公使の指揮に従ひ露館に常駐し、有事の日には増員することあるべきこと。

第二条 軍部教官一件を受定する爲め、露国政府は軍務に熟達せる高官を漢城に派遣し、朝鮮政府と商弁すべきこと。該官の執るべき第一の執務は、大君主陛下の侍衛兵を朝鮮兵より編制することを講定すること。

此の外露国は財政に諳熟せる一人を派遣して朝鮮財務の情形を詳察し、財務に妥當なる方法を考出すること。

第三条 顧問官の一事は第二条中に掲ぐる所に照し、軍務と財政に熟達せる信用ある官員を露国公使の指導に従ひ顧問官の職に充つること。

第四条 借款の一事は朝鮮財政の情況と政府の要務を詳察したる後議弁すること。

第五条 露国政府は両国陸上電信線を連結することを承諾し、之を成功せしむる爲め極力幫助すること。
別同年露曆八月一日付を以てロバノフ外相より閔公使に宛てたる大要左の書簡がある。

露曆七月二十六日、貴公使の貴国政府の訓令に係る照会に接す。内に云う、朝鮮は露国と疆土相接し、友睦多年事に随つて商議し益々交誼を敦うす嗣後朝鮮若し不慮の事あらば、露国は兵を以て相助け、又或は他国にして朝鮮の自主独立の權を阻礙するあらば、露国は別に公弁を行ひ毫も虧損するなし云々と。本大臣此の意を奏上し、茲に貴公使に對し、今より以往両国政府交情愈々密に、請あれば必ず許す、朝鮮若し不慮の事あるか、又は他国にして自由の權を阻礙するあらば、露国は当に公弁幫助すべしとのことを敬告するの勅允を得たり。貴公使歸りて之を貴国政府に告げ、共に此の信を守り、永く敦睦を享くべし。

一種の防守同盟條約である。その條文の報告に接するや、西外務大臣は加藤公使に「貴官の手段宜しきを得たるにより、かかる重要書類を入手致候は帝國政府の深く満足する所に有之云々」の賞辭を送つた。この賞辭は西大臣の名

で発せられたのであるが、同時に次官たる小村の同公使に対して深く満足を表したところに外ならなかつた。

翌三十一年の春、露国は絶影島に石炭庫敷地として過大の土地を選定し、スペール公使は其の租借を韓廷に強要した。韓廷は憚ばない。新任の外部大臣李道宰は断然之を拒絶するに決し、先づ該選定地域は各国租界予定地の大半を占むるが故に各国使臣の意見を徴するの要ありと称し、其の趣をスペールに通告したるに、彼れ其の書柬を受取るを拒み、直ちに韓帝に内謁を求め、大に外部大臣の措置を非議し、其の免官を要求した。韓帝已むを得ず内論を同大臣に下し、辞表を差出さしめた。韓廷の内外之を聴いてスペールの態度に憤慨し、曩に露国公使館筋の德憑で組織せられたる独立協会の如きは、会員百数十名の連署を以て外国の内政干渉を排斥するの上疏を闕下に捧呈した。然り而して新任の外部大臣閔種熙がスペールの意を迎え、絶影島問題を使臣會議に附議するの案を撤回するや、民間の議論は益々囂しく、独立協会は再び閔排斥の運動に着手した。折しも元露館通訳たりし貴族院卿金鴻陸の要撃事件があつた。スペールは憤怒し、韓廷に向つて犯人の逮捕嚴罰方を要求し、更に韓帝に迫り、三日間を期して其の逮捕を警務使に命ずるの詔勅を求め、甚しきは韓帝親しく露館に到りて謝罪すべく、容れずんば国旗を巻いて韓京を撤退せんと迄威嚇した。

当時露国にして韓国の上下に対し懐柔手段を以て終始一貫し、事を晩成に期して従容迫らず、以て其の勢力の維持向上を企図せしならんには、露国の韓廷に於ける勢力は少なくとも尙ほ数年を支え得たであつたらうが、スペールはただ威嚇と恫喝をもつて韓廷を露国の指呼するところに黙従せしめようとするの風であつたので、曩に我が韓廷に迫れる急進的改革に依つて挑発せられたる多数韓人の厭意悪感急転して露国に対する厭惡の心情となり、排露の檄文を

街道に貼付する者あり、或は独立協会に於て、或は鐘路の辻に立つて慷慨悲憤の排露演説を為す者もあり、廷臣の一部亦閣臣彈劾の上疏を闕下に奉り、米国民党なる一派亦独立協会と提携し之に声援を与え、三十一年二三月の交には京城の雰囲気全く排露と化した。当時スペールがこの形勢を見て如何に煩悶憤怒したかは、彼が加藤公使と会谈の節、韓廷のことは到底多少の過激手段を用ゆるのでなくては救済し難いと歎じ、その他一己の私見として韓国の到底独立し得ないこと、韓国は日露両国にて分割保護するを可とすること、モスクワ議定書は格別の効力なきこと等を述懐した事実に見ても察せられる。彼は遂に意を決し、猛然として起ち、三月七日露骨な照会を韓廷に致し、さきに露国が軍部教育財政顧問を韓廷に供したのは、韓廷の請に依り隣邦自立を担任しようとの意に出たのであるに、今やこの好意を無視するの挙あるは容忍し難い、敢えて問う韓帝及びその政府は露国の援助を要せずというか、果して然らば露国はこれに對し必要の措置に出すべく、乞う二十四時間を期して決答せよと要迫した。これに喫驚した韓帝は内密に一廷臣をして加藤公使に對策を問わしめた。加藤は、韓国としては謹んで露国の既往の功勞を謝し、露国の誘掖により幸に軍事財政面ながら既にその緒に就き、もはやこの上露国に配慮を煩わすに及ばざる自信ありとの理由で、顧問教官の補助を懇懇に辞退しては如何と告げ、韓廷はこの趣旨をもつて露公使に答えた。時は恰もドイツの膠州灣事件あり、北清問題漸く多事にならんとするの秋であつた。露国はここに於てか韓半島よりも寧ろ全力を旅順大連の經營に尽すを急務と感じたものか、韓廷の右の回答を好機として一時退讓することに決したようで、京城に創設した露韓銀行は開店後月余を経ないで閉店し、露国の財政顧問及び教練將校下士は相次で韓国より撤退し、スペールもまた転じて新任国ブラジルに向け韓京を去つた。

これより先露国政府内では同三十一年の初め、韓国に於ける日露両国間の将来の葛藤を防遏するため、更に何等か協定することが出来ないものかとの説起り、新任の本邦駐劄公使ローゼン（因みに記す、ローゼンは三十年八月より三十三年六月及び三十六年四月より三十七年の日露開戦に至る前後二回本邦に駐劄した）はこの意をもつて我が政府の所見を叩いた。これに対し西外相は一己の私見として、露国がその将校をして韓国兵を訓練せしめ、財務顧問をして同国の財政に干渉せしめる事は、大いに我が感情を傷け日露両国間の協和の障害となつてゐるからこの障害を除去しない限り満足な妥協の望み難いことを縷陳したことがある。西は爾来露国政府との間に数次内議を重ねたが容易に妥協を見ない。たまたま京城の政局は前述の如くに一変し、遂に露国訓練教官及び財務顧問の撤退を見るに至つたので、露国政府よりは我が方に対し「露国は今まで韓国に關し日本と腹藏なき協商を遂げることの出来なかつた事情もあつたが、今や何等拮据を受ける支障はなくなつたから、欣然日本と完全なる協商をすることが出来る。その協商の基礎は、日露両国相互に韓国の独立を確認し、かつ韓国の内政に対し一切直接の干渉をしないことにしたらどうか」との意を通じて来た。我が政府にあつては、「露国が旅順大連の租借を得る以上は我が国は朝鮮に於て露国と平等の地位を保持するだけで満足することは出来ない。また将来両国間の衝突を避けるためにも、雙方の勢力範圍を定めて置く必要があるとの見地から、韓国に於て外国の勧告及び補助を要する場合には、その接壤關係及び現存の利害關係に顧みて、日本に於てこれを与うるの義務を負うこと、露国に於て若しこれに賛するに於ては、日本は滿洲及びその沿岸を日本の利益範圍外にあるものと認める」との要旨の覚書を露国に提出した。これが世に滿韓交換案として伝わつたところのものである。

けれども滿韓交換案を我が方より提議するには、当年の事情としては時機實は遅れた。露国が当初旅順大連の占領に意を決し、しかも日英兩國のこれに対する意向なお判明しない頃であつたならば、露国は我が欽心を買うに汲々たりしに顧み、その当時我が方から胸襟を開き、進んで彼と協商するの拳に出でしならんには、彼をして韓国に關し大譲与を為さしめること必しも不可能でもなかつたであろうが、露国の滿洲に対する鋒鋷既に露われ来たりしこの際に及んでは、彼をして韓国に關する我が專勢を承認せしめ難く、殊に彼が応諾せざる場合に、我が方はその遼東經營に對し有効的抗議を為す迄の決心があつたのでもなかつたから、いよいよ難いと思ねばならなかつた。露国は案の定、我が提議に同意するの色を示さなかつた。

ここに於て、我方は前々年のモスクワ議定書第四條に準拠した約定案として

- (一) 日露兩國は韓国の主權及び完全なる獨立を確認し、互に同国の内政に對し總て直接の干渉を為さざることを約す。
- (二) 日露兩國は将来に於て誤解を來たすの虞を避けんが為め、韓国が日本若しくは露国に對し勧告及び補助を求むるときは、先づ兩國に於て其の事項に關し相互協商を遂げる上に非ざれば練兵教官若しくは財務顧問の任用に對し何等の措置を執らざることを約す。
- (三) 露国は韓国に於ける商工業及び居留人數に於て日本の優勢を認め、其の利益増進に就て可成日本を補助すべし。

このことを提案した。これ小村が日露開戦の直前滿洲に關しローゼンと折衝した際（三十六年十月八日の会商）に於てローゼンが「今日露国の求むる所は一八九八年に日本政府の自ら提議したる趣旨に異なるなし」と称して援引したるもので、後年の滿洲折衝に照応して時勢の変遷を窺うべき重要な外交史料である。露国政府は右の我が提案に對

し第三條の文句を「露国政府は韓国に於ける日本の商工業に関する企業の大いに發達せると同国居留日本臣民の多数なることを認め、可成日韓兩國の通商關係の發達を妨礙せざることを承諾する旨を宣言す」と修正した外、他は大体に於て同意を表した。この修正に關し西外相とローゼン公使との間に多少論議を試みつゝありし際、ローゼンは西に對し、前年日本政府に送致したる旅順大連租借の通告に對する回答を得たいと要求したので、西は右は元々回答を要すべき性質の通告ではないと認める旨を答えたが、彼は露国が既にその教官顧問を韓国より撤退せしめた以上は何等か満洲に關する保障を得ん事を要求するは至当であると述べた。西はこれに對し、露国が全然韓国のことを拘棄するのでなければ満洲に關する保障は要求すべきでないといひ、互に論議を換わして相別れたことがある。然るに我が政府は、この際成るべく前述の協商を纏める必要があると認め、その後西はローゼンを引見し「露国にして飽く迄満洲及びその沿岸のことに關し我が公認を要求するに於ては、我が方もまた先に提議した條件、すなわち韓国のことを我が方に委することを主張せざるを得ないが、若し露国にして速かにこの約款の成立に同意せば、我が方に於ては露国の旅順大連の占領を黙認すべし」との意を語り、更に会同商議を重ねた末協定成立し、同三十一年四月二十五日をもつて該議定書に調印を了した。そしてその全文は兩國政府協議の末、相期して翌月十日これを公表した。

当時小村が韓国問題に尽瘁した一事績として特筆すべきものには、京仁及び京釜の鐵道敷設權獲得のことがある。明治二十七年八月に締結された暫定合同條款により我が国は京釜京仁間の鐵道敷設權を得たが、之に對し翌二十八年五月四日に英米獨露の四箇国は、鐵道等の利權を一国に獨占的に准許するのは不都合であると朝鮮政府に抗議した。然るに本邦政府の意向は該鐵道の敷設に消極的であり、又財界も外地の鐵道への投資迄に余裕がなく更に朝鮮に於け

る我が国の勢力が、国王の露公使館への蒙塵によつて急激に弱化した二十九年三月末、朝鮮政府は京仁間鐵道敷設の權利を米人モールスに附与するに至つた。陸奥外相は抗議を申し入るべく小村に訓示したが、その文中此の鐵道事業は政府にては勿論、本邦人の力では之を起工し得ないと述べ頗る消極的な態度であつた。之に反し參謀本部は国防上重視し京仁鐵道の敷設權を我國にて買収せんことを政府に提議した。小村は当初該鐵道を日米の合弁にせんとしたが、種々折衝の結果とも角朝鮮政府をして謝罪状を出さしめることゝして結局するに至つたのである。其の後外務次官となつて本省へ歸任して後、小村は三十年一月洪沢榮一に該事業への参与を奨め、五月八日にはモールスと、洪沢榮一、益田孝、瓜生震を代表とせる京仁鐵道引受組合との間に商議纏まり、該鐵道は完成後其の特許權と共に悉皆日本側に移讓されることゝなり、引受組合は五万弗の保証金を払込んだ。その後モールスは資金難の為保証金の増額を要求したが、該事業の将来性に疑懼を抱いた組合側は寧ろ契約を破棄せんとしたため、外国資本の導入が予想されるに至つたので、大隈外相は政府の保証の下に横浜正金銀行から百万円をモールスに貸与せしめ、同時に組合にも鐵道落成後引渡の際には百万円以内を貸付けることを予約した。更に明治三十一年仏国シンヂケイトが三百万円にて同鐵道の買収をモールスに申込んだ為、モールスは同年三月組合に對し契約解除を申入れたので、洪沢委員は三月八日伊藤首相を訪問し種々対策を協議したが、結局政府は組合に對し先に松方内閣の予約した百万円の外更に八十万円の増額貸下げの内諾を与え、モールスに對し鐵道の仏国への移讓不同意を通告せしめた。次官であつた小村が伊藤首相に該鐵道の重要性を説いて百八十万円増額貸下の内諾に尽力したのは、此の折のことと思はれる。同年十月モールスは現在

の成形に於て即時相当代価を以て譲渡の決行方を申入れて来たので、組合は曩に貸下げの許諾を得た百八十万円を此の際一挙に下付されんことを請願し、山県内閣は明治三十一年十二月十三日百八十万円の貸付を包含せる追加予算案を決定し、第十三帝國議會を通過させ、明治三十二年一月三十一日京仁鐵道は全く組合の所有に歸し、同年五月組合組織を改めて株式会社としたのである。在韓公使時代には、小村は鐵道問題に關し日露間の國際事情を考慮してさほど乗氣ではなかつたが、次官として本省歸任後は積極的に支援し、買収金額の政府保証に大いに努力するところがあつた。渋沢栄一の回顧録に該鐵道に關し伊藤、井上は消極的であつたが、山県、桂は支援を惜しまなかつたと述べている。朝鮮の動脈鐵道の敷設買収すらその大部分を政府の支援に仰いだのは、當時の資本蓄積の貧弱さを明示するものである。とともに軍事的な考慮が政府をしてかかる積極策を執らしめたのであつた。

第二節 清國に於ける列國の活動

茲に於て転じて、當時清國に於ける列強當年の馳驅の情勢、これの大体を辿り知るに非ずんば以て小村の後年の活動は解し難い。

これに先だち一言し置くべきは、小村の案面に係る當年の對清政策の新生面である。日清戰役後、外務次官の林は出でて駐清公使となり、戦後の日清通商條約の締結、次では居留地問題その他の懸案の折衝に當り、時には強硬の方針を執つて我が目的の貫徹を計つたが、その余波として何程か清國政府の反感を招いた嫌がないでもなかつた。小村は二十九年の六月、原と更替して次官となり、同年十月林も歸朝して露都に轉じ、矢野文雄が代つて北京に出使す

ることゝなつたが、その頃から小村は予ての腹案に基き、漸次對清政策に新生面を開き、清國の我が方に対する信望を繋ぎ日清の關係を根底から築き上げる方針に向つて歩一步を進めた。殊に小村は、清國の開発をもつて我が對清經營の最も急務とし、この主旨で張之洞、劉坤一等有力者を説き、我が國より顧問を聘用せしめ、又清國學生の日本への留學を奨進し、もつて日清兩國の關係結合を永遠かつ鞏固の基礎の上に實現せしめるの計画を立てた。この方針は我が當年の對清關係に一紀元を作したもので、これを發意し且つ実行の端緒を開いたものは実に小村その人であつた。

これより先清國は下ノ關條約の結果として二億円の償金を我が國に支払うことゝなつたが、清國の國幣は窮乏を告げ、これに充てる資金を欠くところからその調達を露國に依頼し、逐次後日の滿洲問題の端を啓くに至つた。露國はさきに独仏兩國を誘い強圧的干渉を我が國に加え、我が一旦取得した遼東半島を清國に還附せしめ、もつて恩威を清國に施したが、更に資金調達の依頼に應じて益々その歡心を収めんとし、仏國と謀つて第一期の払込金一億兩すなわち四億フランを露仏兩銀行から貸与するの契約を取り結んだ。かくして露國が遼東還附に於て、また外債応募に於て努めて清國に友情を示し、その恩誼を清國に感ぜしめたのは、要するに多大の報酬を他の方面に要求しようとする遠謀深慮に外ならなかつた。

露國は一八六〇年（咸豐十年、我が万延元年）の北京條約により、黒龍、烏蘇利一帯の地を領有するに至つた結果として浦塩港をその手に収め、これを通商港に兼ねて一大軍港と為さんと欲し、その設備に着手すると同時に、同港と本國との鐵路連絡を企圖し、西比利亞大鐵道の計画を立てたのは人の知るところである。然るにその東部鐵道は黒